平成 22 年 7 月 12 日 第 1 回総合計画審議会 資料 No. 3

上越市第5次総合計画 基本計画の見直しに係る基本方針(案)

平成 22 年 7 月 新潟県上越市

1 見直しの目的

第5次総合計画の着実な推進を図るため、平成22年度を見直し年次とする基本計画について、 社会情勢等の変化や政策・施策成果の評価検証を踏まえた見直しを行う。

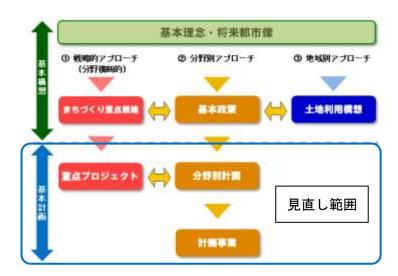
<見直しの根拠(基本計画の見直しに関する総合計画の記述)>

- 基本構想「序章 総合計画の改定にあたって」
 - 4 (1) ② 基本計画(P42)
 - ・ 「…社会情勢の変化など必要に応じて4年後の平成22(2010)年度に見直しを行います。」
- 基本計画「第4章 総合計画の推進にあたって」
 - 1 (3) 評価検証(P157)
 - ・ 「…本計画の推進により市民ニーズの状況がどのように変化したかを比較分析することで、計画に位置付ける政策・施策の成果を検証します。」
 - ・ 「この検証結果を基に、平成22年度の第5次総合計画・基本計画の見直し、…に反映させます。」

2 見直しの範囲・期間

昨年11月に市長が交代し、今年3月、新たな市政運営の方針として「『すこやかなまち』づくりへの取組」が表明された。

総合計画に掲げる「基本理念・将来都市像」と市長が目指す「すこやかなまち」は、将来に向けたまちづくりを行う方向性は同じであることから、8年間の計画として市議会の議決を経て策定された基本構想については、現在の計画を引き継ぐこととし、基本計画について見直しを行う。見直し後の計画期間は、平成23年度から平成26年度までの4年間とする。



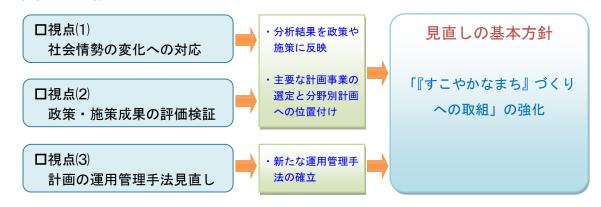
		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
第5次総合計画(改定版)	基本構想	_							
		1							
	基本計画	<u> </u>							
						4			<i>y</i>
						見直し後の計画(4年間)			

3 見直しの基本方針

新たな市政運営の方針が表明されたことを、市政を取り巻く社会情勢の大きな変化ととらえ、 "「『すこやかなまち』づくりへの取組」の強化"を今回の見直しの基本方針に据えて、重点的 かつ分野横断的に取り組む施策の重点化や事業の選定等に反映する。

4 見直しに当たっての基本的視点

〇見直しの全体イメージ



(1) 社会情勢の変化への対応

- ① 新たな市政運営方針「『すこやかなまち』づくりへの取組」の反映 「3 見直しの基本方針」のとおり
- ② 雇用・経済情勢、地域主権の動向などの影響

社会情勢など自治を取り巻く環境について、改定版策定時の状況からの変化を分析し、 雇用・経済情勢の変化や地域主権の動向など大きな変化が見られる事項については計画へ の影響を検討する。

また、個々の政策分野の「基本的な考え方」の前提としている制度や社会情勢について変化がないかを分析し、必要に応じて時点修正を行う。

③ 将来人口推計の変化による影響

将来推計人口は、「国勢調査人口」を基に計算し、国勢調査の調査周期(5年)ごとの推 計値を掲載している。

本計画の策定後に国勢調査は実施されておらず、新たな調査に基づいた人口推移の検証が不可能であることから、随時把握が可能な「住民基本台帳及び外国人登録人口の合計値」を用いて検証し、人口の増減の傾向に大きな変化が見られた場合は、計画への影響を検討する。

(2) 政策・施策成果の評価検証

① 政策目標(指標項目)の達成度

基本施策レベルでの指標項目(定量目標)の中間目標値である平成22年の実績を把握し、施策の進ちょく状況、課題などを検証する。

指標項目は、各政策分野の政策目標(定性目標)を補完するための参考指標としていることから、政策・施策成果の評価検証に当たっては、この指標項目とあわせて、市民の声アンケート調査の結果などから、総合的な評価を行ったうえで、施策の内容等の見直しに反映する。

② 市民の声アンケート調査の結果

各分野の取組の成果や進ちょく状況を市民の声アンケート調査を通じて得られた重要度、満足度などの市民実感から分析し、政策分野の評価に活用するとともに、政策・施策の今後の方向性を検討するための参考とする。

③ 事務事業の総ざらい等の反映

すべての事務事業について行革的視点及び政策的視点による総ざらいを実施し、「『すこやかなまち』づくりへの取組」を強化するための主要な事業を分野別計画に位置付ける。 また、新たな中期財政見通しを作成し、基本指標の「財政状況」に反映させる。

(3) 計画の運用管理手法見直し

毎年度の予算編成前に計画の進ちょく状況を評価・検証する、などの計画のローリングシステムを明確化する。

5 見直しの体制

(1) 審議会の設置

上越市総合計画審議会条例(昭和 46 年、条例第 86 号)に基づき、教育委員会委員、農業委員会委員、学識経験者、関係行政機関の職員、関係団体の役員等からなる総合計画審議会を設置する。

(2) 庁内体制

基本計画の見直しにあたっては、総合政策部企画課が事務局となり、全庁的な協力のもとに実施する。

各部・課、総合事務所等は、分野別計画の「施策の柱」等の進ちょく状況を評価検証し、 市民の声アンケート調査の結果なども踏まえて必要に応じた見直しを行う。

計画の運用管理手法については、事務事業の総ざらい、中期財政見通し、今年度策定する 第4次行政改革大綱などの関連部署が協議し検討する。

これらの体制を通じて取りまとめた計画は、政策検討会議、庁議を経て決定する。

(3) 市民意見の反映等

市の施策等に関して市民の意見を幅広く聞いた、市民の声アンケート(平成22年1月実施済み)の結果を踏まえた見直しとするほか、パブリックコメントを実施し、市民の意見を聴取する。

また、市議会に対して、検討経過等を説明・報告する。

